

# 森田地区社会福祉協議会 規約

## 第1章 名称及び事務所

第1条 福井市森田地区社会福祉協議会と称する。

第2条 本会の事務所は森田公民館内に置く。

## 第2章 目的及び事業

第3条 本会は、森田地区の住民が、すべて健康で且つ文化的な楽しい生活を営むことができるように、地区内の住民が相協力して地区全体の福祉を推進し、明るく豊かな町づくりに貢献する事を目的とする。

第4条 本会は、前条の目的を達成するために次の事業を行う。

1. 住民の福祉に関する調査並びに総合計画の樹立。
2. 住民の福祉の増進を目的とする各種団体の事業の連絡、調査及び活動助成。
3. 福祉活動に対する住民の理解と関心を高め、地区ぐるみの福祉活動の実現。
4. その他本会の目的達成に必要な事項。

## 第3章 組織

第5条 本会は、森田地区内居住民をもって組織する。

第6条 本会の事業運営のため、委員会または部会を置くことができる。

## 第4章 代議員

第7条 本会に代議員を置く。代議員は各自治会の代表者1名及び会長が指名した団体の代表者並びに社会福祉関係者をもってあてる。

第8条 代議員の任期は役員に関する規定を適用する。

## 第5章 役員

第9条 本会に次の役員を置く。

会長 1名 副会長 5名 事務局長 1名

庶務 1名 会計 1名

理事 民生児童委員及び会長が指名した団体の代表者と社会福祉関係者。

監事 3名

第10条 会長及び監事は代議員総会において選任する。

事務局長は、会長が委嘱し、理事会において承認を求める。

庶務、会計は理事会において会長が指名する。

第11条 会長は本会を代表し、会務を総括する。

副会長は会長を補佐し、会長事故あるときはこれを代行する。

事務局長は会長の命を受け、本会全般にわたって企画立案の中心となり、会務を処理する。

庶務・会計は会長の命を受け、会務を処理する。

監事は会計を監査する。

第 12 条 役員の任期は 2 年とする。ただし、再選を妨げない。

補欠により就任した役員の任期は、前任者の残任期間とする。

役員は任期満了後であっても、後任者が就任するまではその職務を行う。

第 13 条 本会に顧問を置くことができる。顧問は理事会において推薦し会長が委嘱する。

顧問は会長の諮問に応じ、会議に出席し意見を述べるができる。

## 第 6 章 会 議

第 14 条 会議は代議員総会及び理事会の 2 種類とする。

代議員総会の会議進行は議長を選出し、議長がこれに当たる。

理事会は会長が招集し、会長はその議長となる。

第 15 条 代議員総会は年 1 回これを開く。理事会は必要に応じ随時ひらく。

第 16 条 代議員総会においては次の事項を審議する。

庶務に関する事項 事業報告 事業計画 規約の変更

決算に関する事項 役員選出に関する事項 その他重要事項

総会には委任状を含めて半数以上の出席者を要する。

第 17 条 理事会において審議する事項は次のとおりとする。

総会に付議する事項 その他事業遂行上必要と認める事項。

## 第 7 章 会 計

第 18 条 業務遂行上細部については、内規を定めることができる。

第 19 条 本会の会計は、地区助成金及び補助金、寄付金その他の収入をもってあてる。

第 20 条 本会の会計年度は、毎年 4 月 1 日に始まり翌年 3 月 31 日をもって終わる。

第 21 条 決算剰余金が出た場合は、歳入歳出外現金として、その一部を積み立てることができる。

ただし、その取り扱いについては、理事会で決定することとする。

## 付 則

この規約は昭和 59 年 3 月 24 日から施行する。

この規約は昭和 62 年 4 月 14 日から施行する。

この規約は平成 2 年 2 月 24 日から施行する。

この規約は平成 4 年 2 月 26 日から施行する。

この規約は平成 5 年 2 月 26 日から施行する。

この規約は平成 11 年 5 月 20 日から施行する。

この規約は平成 17 年 4 月 28 日から施行する。

この規約は平成 23 年 4 月 27 日から施行する。

この規約は平成 28 年 4 月 15 日から施行する。

この規約は平成 29 年 4 月 14 日から施行する。

## 内 規

1. 副会長 5 名は「自治会連合会役員、公民館長、福祉委員会長、長寿クラブ連合会長 民生児童委員会長」を充てる。
2. 役員に慶弔があるときは、会長に一任することが出来る。